

学校法人佐野学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人佐野学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は事務所を東京都千代田区内神田2丁目13番13号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条に規定する目的を達成するため次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 神田外語大学

大学院 言語科学研究科

外国語学部 英米語学科

アジア言語学科

イベロアメリカ言語学科

国際コミュニケーション学科

(2) 専門学校 神田外語学院

第3章 役員および理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 7人ないし9人

(2) 監事 2人または3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 特に必要な場合は理事のうち1人を副理事長とし、理事長が理事会に諮り指名することができる。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 神田外語大学の学長

(2) 評議員のうちから理事会において選任した者 2人ないし5人

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人ないし5人

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長または評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事の選任にあたっては、理事のおのおのについて、その配偶者又は親族その他

特別な関係にある者が1人をこえて含まれてはならない。

4 理事には、その選任の際、現にこの法人の役員又は職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ）でない者が含まれるようにしなければならない。

5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際この法人の役員又は職員でなかったときの前項規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

（監事の選任）

第7条 監事はこの法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員の生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了ののちでもその後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は副理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第9条の2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了。

（2）辞任。

（3）死亡。

（4）私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第9条の3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第9条の4 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第9条の5 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは副理事長、又は理事会において定められた順序に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第9条の6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第10条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するときは、各理事に対し、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を文書により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 6の2 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6の3 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

7 理事会はこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第9項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。

7の2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。ただし、理事会の同意のあるときは、会議に出席し発言することができる。

(業務の決定の委任)

第11条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第12条 (削除)

第13条 (削除)

第14条 (削除)

(顧問)

第15条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問はこの法人に特別に功労があった者のうちから、理事会が委嘱する。

3 顧問はこの法人の業務について理事長の諮問に答える。

4 顧問は理事会および評議員会に随時出席して意見を述べることができる。

ただし議決に加わることはできない。

(議事録)

第16条 議長は理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員 of 損害賠償責任

(役員の本法人に対する損害賠償責任)

第17条 役員がその任務を怠ったことによって生じた損害については、この法人に対し、賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、総評議員の同意がなければ、その全部又は一部を免除することができない。

(責任の免除)

第18条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第19条 第17条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低限度額とのいずれか高い額とする。

2 前項のあらかじめ定めた額は、最低限度額を上限に、責任限定契約を締結する時点でこの法人が定める。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第20条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第5章 評議員および評議員会

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、20人ないし24人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議の7日前までに 会議開催の場所、日時並びに会議に付議すべき事項を文書により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、通知の時期及び方法についてこれによらないことができる。

6 評議員会に議長をおき、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7の2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

2 (削除)

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者 5人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから理事会において選任した者 5人ないし7人
- (3) 学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、評議員会において選任した者 10人ないし12人

2 前項第1号に規定する評議員はこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員の選任にあたっては、評議員の各々についてその配偶者又は親族その他特別な関係にある者が一人をこえて含まれてはならない。

(任期)

第25条 評議員の任期は4年とする。ただし補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は任期満了ののちでも後任の評議員が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

(議事録)

第26条 第16条第1項及び第2項の規定は評議員会の議事録について準用する。

この場合において同条第2項中「議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録に記載するとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については寄附者の指定のある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第29条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由のあるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な銀行、郵便局等に信託もしくは預託して、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産

中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料（選抜料、選考料）の各収入、その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（同前）

第34条 予算は第32条に規定する会計ごとに区分して編成するほか、経常事業にかかる経常収支と、臨時事業にかかる臨時収支とはそれぞれに分けて編成するものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第35条 予算をもって定めるもののほか新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上、剰余金を生じたときは、その1部または全部を、基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し又は次の会計年度に繰り越すものとする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事業所に備え置き、請求があった場合には、正当な事由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第37条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インタ

一ネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準（役員の報酬）

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散および合併

（解散）

第41条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由による解散については文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由による解散にあたっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

3 第1項第3号に掲げる合併は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第42条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

第8章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿
(法定手続等の励行)

第46条 この法人(設置する学校を含む。)を運営するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請、届その他の手続は事案あるごとにすみやかにこれを行わなければならないものとする。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年3月19日)から施行する。
2. この寄附行為は、平成12年12月21日から施行する。
3. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月20日)から施行する。
4. この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
5. この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
6. この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
7. この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。
8. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年7月12日)から施行する。
9. 令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。